



SDGsの本市の取り組みについて

政進会 倉橋 正美



問 先日、議員研修としてSDGs研修会を開催しました。研修の中で、基本理念をはじめ、目標達成には個人の行動に加えて市民や企業との連携が必要であることを学びました。市における令和3年度のSDGs推進の取り組み状況と令和4年度からの推進体制の概要について伺います。

答 (市長)：令和3年度は、SDGsの視点を取り入れた環境啓発事業として、生きもの大調査やえびなSDGs環境マイルージを実施しました。環境やSDGsに対する理解を深めるきっかけになつております。令和4年度からの推進体制は、今年2月に府内に横断する推進体制の構築と全庁的な取り組み方針を決定しました。

答 (経済環境部長)：令和4年度からSDGsに関するさまざまな事項について意思決定を行う、えびなSDGs推進本部および所掌事項を円滑に遂行するための下部組織として、えびなSDGs推進委員会を設置します。

問 SDGsに関する職員の教育について伺います。

答 (経済環境部長)：令和4年度は基本理念の理解や知識

取得のため、外部講師による職員研修を実施する予定です。問 事業を推進するためには多くの方たちに理解していただき、参画してもらう必要があるため、協議会の設置が必要であると考えますが、見解を伺います。

答 (市長)：外部からの意見や提言をいただきながら進めていく必要があります。他の質問

設置について検討してまいります。

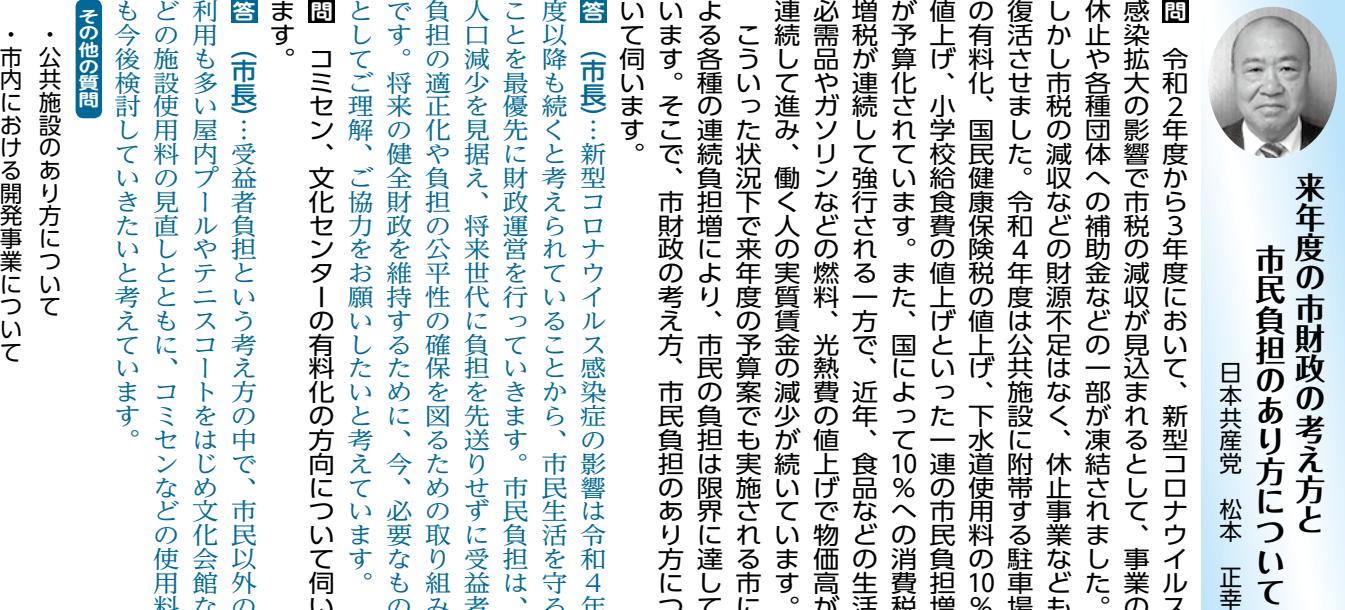
・気候変動を踏まえた雨水排水に係る取り組みについて

・風水害時における車両避難について



来年度の市財政の考え方について

日本共産党 松本 正幸



問 令和2年度から3年度において、新型コロナウイルス感染拡大の影響で市税の減収が見込まれるとして、事業の休止や各種団体への補助金などの一部が凍結されました。しかし市税の減収などの財源不足ではなく、休止事業なども復活させました。令和4年度は公共施設に附帯する駐車場の有料化、国民健康保険税の値上げ、下水道使用料の10%値上げ、小学校給食費の値上げといった一連の市民負担増が予算化されています。また、国によって10%への消費税増税が連続して強行される一方で、近年、食品などの生活必需品やガソリンなどの燃料、光熱費の値上げで物価高が連続して進み、働く人の実質賃金の減少が続いている。

こういった状況下で来年度の予算案でも実施される市による各種の連続負担増により、市民の負担は限界に達しています。そこで、市財政の考え方、市民負担のあり方について伺います。

答 (市長)：新型コロナウイルス感染症の影響は令和4年度以降も続くと考えられており、市民生活を守ることを最優先に財政運営を行っていきます。市民負担は、人口減少を見据え、将来世代に負担を先送りせずに受益者負担の適正化や負担の公平性の確保を図るために取り組みます。将来の健全財政を維持するために、今、必要なものとしてご理解、ご協力ををお願いしたいと考えています。

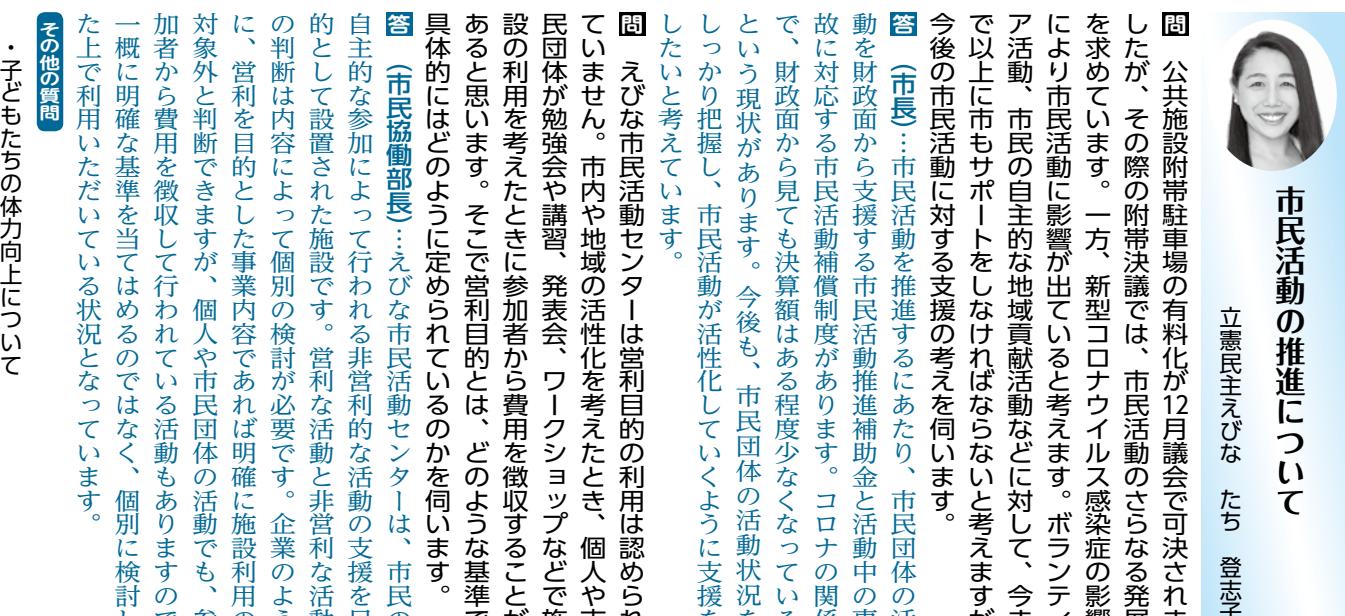
問 コミセン、文化センターの有料化の方向について伺います。

答 (市長)：受益者負担という考え方の中で、市民以外の利用も多い室内プールやテニスコートをはじめ文化会館などの施設使用料の見直しとともに、コミセンなどの使用料も今後検討していきたいと考えています。



市民活動の推進について

立憲民主えびな たち 登志子



問 公共施設附帯駐車場の有料化が12月議会で可決されました。しかし、その際の附帯決議では、市民活動のさらなる発展を求めていました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により市民活動に影響が出ていると考えます。ボランティア活動、市民の自主的な地域貢献活動などに対しても、今まで以上に市もサポートをしなければならないと考えますが、今後の市民活動に対する支援の考え方を伺います。

答 (市長)：市民活動を推進するあたり、市民団体の活動を財政面から支援する市民活動推進補助金と活動中の事故に対応する市民活動補償制度があります。コロナの関係で、財政面から見ても決算額はある程度少なくなっているという現状があります。今後も、市民団体の活動状況をしっかりと把握し、市民活動が活性化していくように支援をしたいと考えています。

問 えびな市民活動センターは當利目的の利用は認められていません。市内や地域の活性化を考えたとき、個人や市民団体が勉強会や講習、発表会、ワークショップなどで施設の利用を考えたときに参加者から費用を徴収することがあると思います。そこで當利目的とは、どのような基準で、具体的にはどのように定められているのかを伺います。

答 (市民協働部長)：えびな市民活動センターは、市民の自主的な参加によって行われる非當利的な活動の支援を目的として設置された施設です。當利な活動と非當利な活動の判断は内容によって個別の検討が必要です。企業のように、當利を目的とした事業内容であれば明確に施設利用の対象外と判断できますが、個人や市民団体の活動でも、参加者から費用を徴収して行われている活動もありますので、概に明確な基準を当てはめるのではなく、個別に検討しました上で利用いただいている状況となっています。

問 えびな市議会だより 令和4年5月1日

・子どもたちの体力向上について
その他の質問